

平成28年9月30日

会員各位

公益社団法人  
沖縄県宅地建物取引業協会

沖縄県知事から、下記のとおり周知協力依頼がございましたのでお知らせ致します。

記

東日本大震災避難者の住宅賃貸借契約に関する協力について（依頼）

日頃より東日本大震災の避難者に対する民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅の供与につきまして、御協力いただき誠にありがとうございます。

- ①福島県から、同県の避難指示区域外からの避難者については、平成29年3月末をもって応急仮設住宅の供与を終了する旨の通知がありました。
- ②これまで沖縄県が契約者として締結している住宅供与の賃貸借契約については、平成29年4月以降に向けて、各避難者自身が賃貸借契約を締結することが必要となります。
- ③福島県は、平成29年から新たな家賃補助制度を別添のとおり行うこととしております（※別添参照）

以上、避難者はこれまでの生活基盤を災害により奪われ、不安定な中でまだ生活を立て直すには到らず、厳しい状態に置かれておりますので、今後避難者が県内での居住を継続するにあたり、住宅の賃貸借契約に関する下記事項について特段のご配慮をいただけますようお願い申し上げます。

記

1. 賃貸物件の情報提供について  
避難者から賃貸物件等の問い合わせがあった場合は、要望に沿った物件情報の円滑な提供についてご配慮ください。
2. 保証人について  
避難者の多くは沖縄県内に親族等がおらず、賃貸借契約の際に必要な保証人を確保することが困難であることから、保証人を県内在住に限らず県外在住の方とすること又は保証会社の保証による賃貸借契約ができるようご配慮ください。
3. 敷金、礼金等の減免等について  
避難者が現在入居している住宅の継続入居を希望する場合は、個人契約締結に際し、敷金、礼金等の減免等についてご配慮ください。

《問い合わせ先》 消費・暮らし安全課 交通安全市民活動班 担当： 柴尾、池田 TEL：098-866-2187 FAX：098-866-2789
--

## 福島県からの避難者への住宅支援について

消費・くらし安全課

### 1. 現状

- (1) 福島県からの避難者に対して応急仮設住宅の供与を行っている。  
9月1日時点の支援世帯：150世帯
- (2) 平成29年3月末で避難区域外の世帯に対する応急仮設住宅の供与終了  
支援終了世帯：138世帯
- (3) 平成29年4月以降も応急仮設住宅供与する世帯  
支援継続世帯：12世帯

### 2. 福島県の新支援制度

- (1) 家賃補助（月額所得214,000円以下）
  - ①平成29年1月分～平成29年3月分 家賃の2分の1（最大3万円）
  - ②平成29年4月分～平成30年3月分 家賃の2分の1（最大3万円）
  - ③平成30年4月分～平成31年3月分 家賃の3分の1（最大2万円）
- (2) 初期費用の補助 定額10万円

### 3. 本県の避難者の状況及び課題

- (1) ほとんどが民間賃貸に入居
- (2) 避難から5年経過したことに伴い物件への要望が変化  
(子どもの成長に伴い手狭、現在の家賃より安い物件への転居)
- (3) 年度末は希望住宅の確保が困難になる見込

### 4. 沖縄県の対応

- (1) 福島県の措置を受けて供与は終了
- (2) 新制度移行に向けて戸別訪問の実施